

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の
Facebook を開設
しました！
最新の人事労務
ニュースを配信
しております。



Monthly Hot News

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が可決成立しました

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が、4月28日に可決成立し、5月12日に公布されました。

公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされており、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。

【概要】

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。
- ※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。※従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）
- (3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

2023年7月1日以降の雇用調整助成金について

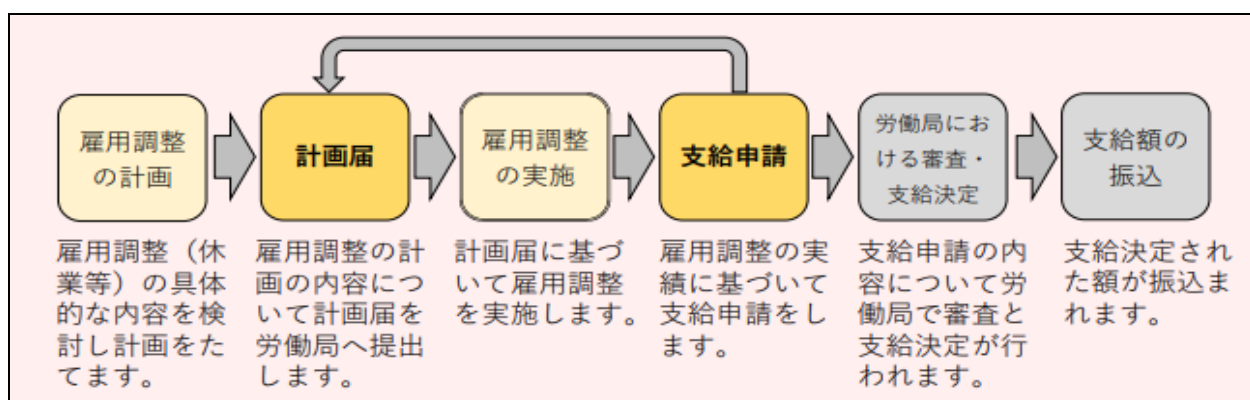
判定基礎期間の初日が2023年7月1日以降の申請について、雇用調整助成金の取扱いは次のとおりとなります。

1. 計画届の事前提出が必要となります

2023年7月1日以降が判定基礎期間の初日である申請については、従前（コロナ前）のとおりに、各支給対象期間における休業等実施の初日の前日までに休業等実施計画届の提出が必要となります。（提出先の労働局若しくはハローワークへ必着。）

【支給対象期間（※）ごとに計画届と支給申請を行う】

（※）支給対象期間は、1つの判定基礎期間、又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間のいずれかを事業主が毎回の届出ごとに選択することが可能です。



※ 事前に計画届の提出の無かった休業等については、本助成金の支給対象になりません。

※ 初回提出の場合、計画届はなるべく休業等実施の2週間前までにご提出をお願いいたします。

※ 休業等の予定が計画届の内容から変更になった場合について、休業日が増えた場合は休業実施日前までに事前に変更届を提出してください。計画の範囲内で休業日が減少した場合、変更届は必要ありません。なお、教育訓練の場合は増減にかかわらず変更届の提出が必要です。

2. 残業相殺を行います

判定基礎期間の初日が2023年7月1日以降の場合は、従前（コロナ前）と同様に残業相殺（※）を行います。

（※）判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと

賞与に対する保険料の計算方法について ～届出は支給の有無に関わらず必要です

(1) 社会保険料（協会けんぽ・厚生年金保険の場合）の計算方法（本人負担分）

被保険者それぞれの総支給額の1,000円未満を切り捨てた額に、健康保険（※大阪府の場合）5.145%（介護保険該当者は6.055%）、厚生年金9.15%を乗じた額です。保険料計算対象額の上限は、健康保険573万円（4月1日から翌3月31日の累計）、厚生年金150万円（1回ごと）です。

組合管掌・基金等にご加入の事業所様に関しましては、料率が異なりますのでご注意ください。

（※）健康保険（協会けんぽ）の保険料率は、都道府県別に決められた料率（例：大阪5.145%

京都5.045% 兵庫5.085% 奈良5.07% 滋賀4.865%）での計算になります。

（介護保険該当者は、介護保険料率【全国一律で0.91%】を加算してください）

※介護保険該当者とは介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）です。

また、健康保険対象額の累計方法については、転職した場合は申し出により通算されます。

(2) 雇用保険料の計算方法（本人負担分）

被保険者それぞれの総支給額に6/1,000（建設の事業は7/1,000）を乗じた額です。

(3) 被保険者負担分に1円未満の端数がある場合

50銭以下を切り捨て、50銭1厘以上は切り上げて1円となります。

（ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合は、特約に基づき端数処理をしてください）